

流山市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番

- 号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
 - (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
 - (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
 - (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
 - (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
 - (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
 - (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
 - (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
 - (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
 - (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保

- 有個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する流山市議会個人情報ファイル簿（単票）（別記第1号様式）の集合物とし、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する

個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書等)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、流山市議会保有個人情報開示請求書(別記第2号様式)によるものとする。

2 次条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(開示請求用)(別記第3号様式)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又は

これに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
(開示決定等に係る通知)

第12条 条例第24条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第24条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 流山市議会保有個人情報開示決定通知書(別記第4号様式)

(2) 条例第24条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 流山市議会保有個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第13条 条例第25条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、流山市議会保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第14条 条例第26条第1項の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、流山市議会保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続)

第15条 条例第27条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する任意的意見照会書(別記第8号様式)によるものとする。

2 条例第27条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する必要的意見照会書(別記第9号様式)によるものとする。

3 条例第27条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別記第10号様式)を提出して行うものとする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項

に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、流山市議会反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記第11号様式）によるものとする。

（保有個人情報の開示の実施の方法）

第16条 文書又は図画（次項第2号から第4号まで及び第4項に該当するものを除く。以下この項において同じ。）の閲覧の方法は、当該文書又は図画（条例第21条の規定により部分開示を行う場合その他の条例第28条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧とする。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法（第2号から第4号までに掲げる方法にあっては、その交付する写しの作成を委託等により行う場合に限る。）とする。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで及び第4項に該当するものを除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、議会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合において、当該方法による写しの交付を求める別段の意思表示があり、かつ、議長において容易に対応することができることに限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）又は日本産業規格A列4番（以下「A4判」

という。)の大きさ(当該文書又は図画の大きさがA3判又はA4判である場合は、当該文書又は図画の原寸大)の用紙に複写したもの(当該文書又は図画の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判又はA4判の大きさの用紙に分割して複写したもの)の交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

イ 当該文書又は図画を複写機によりA3判又はA4判の大きさ(当該文書又は図画の大きさがA3判又はA4判である場合は、当該文書又は図画の原寸大)の用紙にカラーで複写したもの(当該文書又は図画の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判又はA4判の大きさの用紙に分割してカラーで複写したもの)の交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体(議会がその保有する処理装置及びプログラムにより複製することができ、かつ、サイバーセキュリティ上支障がないと議長が認めるものに限る。))をいう。以下同じ。)に複製したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第28条第1項の議長が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 音声データ 次に掲げる方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に当該音声データと同一のファイル形式により複製したものの交付

(2) 映像データ(写真等を表示する画像データを含む。) 次に掲げる方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示する画像データにあっては、A3判又はA4判の大きさの用紙に出力したものの閲覧を含む。)

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に当該映像データと同一の

ファイル形式により複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、A3判又はA4判の大きさの用紙に出力したものを含む。）の交付

(3)前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、議会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該方法による開示を求める別段の意思表示があり、かつ、議長において容易に対応することができる場合に限る。）

ア A3判又はA4判の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に当該電磁的記録と同一のファイル形式により複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、委託等により光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものを交付することとする。

5 前3項の場合における写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部までとする。

6 文書、図画又は電磁的記録を閲覧し、聴取し、又は視聴する方法により事務所における開示の実施を受ける者は、当該文書、図画又は電磁的記録を丁寧に取り扱いとともに、これらを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。この場合において、この項本文の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、議長は、当該方法による事務所における開示の実施を中止し、又は当該実施を受けることを禁止することができる。

（開示の実施方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所にお

ける開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 前項の書面は、流山市議会保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第12号様式）とする。

3 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書等）

第18条 条例第32条第1項の訂正請求書は、流山市議会保有個人情報訂正請求書（別記第13号様式）によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 第10条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（訂正請求用）（別記第14号様式）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第19条 条例第34条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第34条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 流山市議会保有個人情報訂正決定通知書（別記第15号様式）

(2) 条例第34条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 流山市議会保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記第16号様式）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第20条 条例第35条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、流山市議会保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第17号様式）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 条例第36条第1項の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、流山市議会保有個人情報訂正決定等期限特例延長通

知書（別記第18号様式）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第22条 条例第37条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、流山市議会提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（別記第19号様式）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第23条 条例第39条第1項の利用停止請求書は、流山市議会保有個人情報利用停止請求書（別記第20号様式）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が条例第38条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 第10条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（利用停止請求用）（別記第21号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第24条 条例第41条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）条例第41条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 流山市議会保有個人情報利用停止決定通知書（別記第22号様式）

（2）条例第41条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 流山市議会保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記第23号様式）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第25条 条例第42条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、流山市議会保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第24号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第26条 条例第43条第1項の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、流山市議会保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第25号様式）によるものとする。

（審査会への諮問）

第27条 条例第45条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

- (1) 開示決定等 流山市議会開示決定等の審査請求についての諮問書
(別記第26号様式)
- (2) 訂正決定等 流山市議会訂正決定等の審査請求についての諮問書
(別記第27号様式)
- (3) 利用停止決定等 流山市議会利用停止決定等の審査請求についての諮問書 (別記第28号様式)
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 流山市議会開示請求等の不作為の審査請求についての諮問書 (別記第29号様式)

2 条例第45条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、流山市議会諮問通知書 (別記第30号様式) によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「流山市議会個人情報保護条例施行規程 (令和5年流山市議会訓令第1号) の施行後遅滞なく」とする。

(流山市議会の所管に係る流山市個人情報保護条例施行規程の廃止)

3 流山市議会の所管に係る流山市個人情報保護条例施行規程 (平成14年流山市議会訓令第1号) は、廃止する。

別 記

第1号様式（第8条関係）

流山市議会個人情報ファイル簿（単票）

| | | |
|-------------------------------|--|----------------------------|
| 個人情報ファイルの名称 | | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | | |
| 記 録 項 目 | | |
| 記 録 範 囲 | | |
| 記録情報の収集方法 | | |
| 要配慮個人情報の有無 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 記録情報の経常的提供先 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | 名 称： 所在地： | |
| 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 電算処理ファイル（※ <input type="checkbox"/> ） | |
| | <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル | |
| 備 考 | | |

※ 当該電算処理ファイルの作成に際して、その入力票・出力票として保有されているマニュアル処理ファイルがあるときはにレ点を付す。

第2号様式（第9条関係）

流山市議会保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 流山市議会議長 (請求者) (押印不要)
氏 名 (署名不要)
住所(居所) (〒 -)

電話番号

請求種別 本人請求 代理請求

流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

| |
|--|
| |
|--|

2 希望する開示の実施方法等

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 窓口での開示 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（※） <input type="checkbox"/> 聴取、視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（※） |
| <input type="checkbox"/> 郵送による開示 | <input type="checkbox"/> 写しの送付（※） <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの送付（※） |
| その他開示方法に関する備考 | |
| 実費の免除申請（負担すべき者が生活保護受給世帯の方に限ります。） <input type="checkbox"/> 実費負担の免除を希望します（下記のいずれかにもレ点）。 → <input type="checkbox"/> 市が生活保護の受給について確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受給していることが確認できる書類を提出します。 | |

※ コピー、複製、郵送その他の開示に要する実費負担が発生します。

（裏面に続く）

3 提示（郵送請求の場合は写しを提出）する本人確認書類

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（※1） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（※2） <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
|---|

備考 郵送請求の場合は、本人確認書類の写し（※1の場合は保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、※2の場合は表面のみ複写してください。）のほか、住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、住民票の写しについては、複写物は認められず、かつ、記載があれば個人番号は黒塗りしてください。）も提出してください。

以下、代理請求の場合のみ記載してください。

4 被代理人（本人）の氏名等

| | |
|------------|---------------------|
| 氏名 | |
| 住所 (居所) | (〒 -) |
| 生年月日 | 年 月 日生（未成年者の場合のみ記載） |

5 提示（郵送請求の場合は提出）する代理権の確認書類

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 | <input type="checkbox"/> 委任状（指定の様式をお使いください。） <input type="checkbox"/> その他 () |

備考 右欄の書類は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、市町村等が発行する戸籍謄本等や委任状は、複写物は認められません。

第3号様式（第9条関係）

委任状（開示請求用）

（代理人）

| | |
|----|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法その他議長が定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 6 開示請求に係る実費の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る実費を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る実費を免除しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

| | |
|------|-------|
| 住所 | |
| 氏名 | 印 |
| 電話番号 | （連絡先） |

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード等委任者に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
- ③その他任意代理人の資格が確認できる適切な措置

指令第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施方法等

| | | |
|---------------------------|---|---|
| □窓口 での開示 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（※） <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（※） <input type="checkbox"/> 聴取、視聴 | |
| | 期 間 | 月 日～ 月 日 |
| | 期 日 | （執務時間に限り、土・日曜、祝祭日を除きます。） |
| | 時 間 | <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> （ ） |
| | 場 所 | 市役所議会事務局窓口 |
| □郵送 による開示 | <input type="checkbox"/> 写しの送付（※） <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの送付（※） | |
| | 準備日数 | 日間程度 |
| ※ 下記の実費負担が必要となります。 | | |
| コピー代 | | 円 |
| 電磁的記録媒体の購入費用 | | 円 |
| 送付費用（郵送料） | | 円 |
| その他（ ） | | 円 |
| 合計 | | 円 |
| 生活保護受給による実費負担 の免除の決定可否 | | <input type="checkbox"/> 申請なし <input type="checkbox"/> 免除可 <input type="checkbox"/> 免除不可 |

備考 執務時間とは、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

5 本件連絡先（この決定をした保有個人情報の所管部署）

| | |
|-------|-------------|
| 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| 担 当 | |
| 電 話 | （直通） |
| F A X | |

教示

- （1）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日

から起算して3か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指令第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

| | | |
|----------------------------|-------|-------------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 開示をしない こととした理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

教示

- (1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日か

ら起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として(訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 2 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

| | | |
|----------------------------|---------|-------------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 延長前の期限 | 年 月 日まで | |
| 延長期間 | 日間 | |
| 延長後の期限 | 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

| | | |
|--|--|-------------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 条例第26条第1項の規定 （開示決定等の期限の特例） を適用する理由 | | |
| 残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限 | 年 月 日までに可能な部分 について開示決定等を行い、残りの部分 については、年 月 日までに開 示決定等を行う予定です。 | |
| 本件連絡先 （この決定をし た担当部署） | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | （直通） |
| | F A X | |

第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する任意的意見照会書

（〇〇様、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

- 2 開示請求年月日（流山市議会議長に開示請求書が到達した日）
年 月 日

- 3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（〇〇様、貴社等）に関する情報の内容

4 提出期限

年 月 日

5 提出先（郵送又は窓口へ持参）

| | | |
|-----|-------------|---|
| 所在地 | 〒 | — |
| 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 | |
| 担当者 | | |

本件連絡先

部 署：流山市議会事務局〇〇係

担 当：

電 話： (直通)

F A X：

第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する必要的意見照会書

（〇〇様、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「流山市議会保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

- 2 開示請求年月日（流山市議会議長に開示請求書が到達した日）
年 月 日

- 3 条例第 2 7 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由
（ 1 ）適用区分（第 1 号（義務的開示） 第 2 号（裁量的開示））
（ 2 ）理由

4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（〇〇様、貴社等）に関する情報の内容

5 提出期限

年 月 日

6 提出先（郵送又は窓口へ持参）

| | | |
|-----|-------------|---|
| 所在地 | 〒 | — |
| 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 | |
| 担当者 | | |

本件連絡先

部 署：流山市議会事務局〇〇係

担 当：

電 話： (直通)

F A X：

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書
（〇〇様、貴社等）から 年 月 日付けで「流山市議会
保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個
人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、流山市議会個
人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 2 7 条第 3 項の規定
により通知します。

記

| | | |
|-----------------------|-------|-------------|
| 開示請求に係る保有 個人情報の名称等 | | |
| 開示すること とした理由 | | |
| 開示決定をした日 | 年 月 日 | |
| 開示を実施する日 | 年 月 日 | |
| 本件連絡先 | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

教示

- (1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律
第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して 3 か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をす
ることが出来ます（なお、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日か

ら起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として(訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

流山市議会保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）流山市議会議長 （申出者） （押印不要）
 氏 名 （署名不要）
 住所（居所）（〒 - ）

電話番号

流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

| | |
|--|--|
| 流山市議会保有個人情報 開示決定通知書の番号等 | 日 付： 年 月 日 文書番号： 第 号 |
| 開示請求に係る保有 個人情報の名称等 | |
| 開示を求める部分 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ） |
| 求める 開示の 実施 方法等 | <input type="checkbox"/> 窓口 での開示 |
| | <input type="checkbox"/> 郵送 による開示 |
| | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（※） <input type="checkbox"/> 聴取、視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（※） 希望日： 年 月 日 時 間： <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> （ ） |
| | <input type="checkbox"/> 写しの送付（※） <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの送付（※） |
| 実費の免除申請（負担すべき者が生活保護受給世帯の方に限ります。） <input type="checkbox"/> 実費負担の免除を希望します（下記のいずれかにもレ点）。 → <input type="checkbox"/> 市が生活保護の受給について確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受給していることが確認できる書類を提出します。 | |

※ コピー、複製、郵送その他の開示に要する実費負担が発生します。

第13号様式（第18条関係）

流山市議会保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 流山市議会議長 (請求者) (押印不要)
氏 名 (署名不要)
住所(居所) (〒 -)

電話番号

請求種別 本人請求 代理請求

流山市議会個人情報保護条例(令和4年流山市条例第31号)第32条
第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

| | |
|----------------------------------|------------------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日 | 年 月 日 (この日から90日以内が訂正請求期限) |
| 開示決定通知書 | 日 付： 年 月 日 文書番号： 第 号 |
| 開示決定に基づき 開示を受けた 保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求の趣旨 (どのような訂正を求め るか) | |
| 訂正請求の理由 (訂正請求の趣旨を裏付 ける根拠) | |

(裏面に続く)

3 提示（郵送請求の場合は写しを提出）する本人確認書類

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（※1） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（※2） <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
|---|

備考 郵送請求の場合は、本人確認書類の写し（※1の場合は保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、※2の場合は表面のみ複写してください。）のほか、住民票の写し等（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、住民票の写しについては、複写物は認められず、かつ、記載があれば個人番号は黒塗りしてください。）も提出してください。

以下、代理請求の場合のみ記載してください。

4 被代理人（本人）の氏名等

| | |
|------------|---------------------|
| 氏名 | |
| 住所 (居所) | (〒 -) |
| 生年月日 | 年 月 日生（未成年者の場合のみ記載） |

5 提示（郵送請求の場合は提出）する代理権の確認書類

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 | <input type="checkbox"/> 委任状（指定の様式をお使いください。） <input type="checkbox"/> その他 () |

備考 右欄の書類は、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、市町村等が発行する戸籍謄本等や委任状は、複写物は認められません。

第14号様式（第18条関係）

委任状（訂正請求用）

（代理人）

| | |
|----|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

| | |
|------|-------|
| 住所 | |
| 氏名 | 印 |
| 電話番号 | （連絡先） |

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード等委任者に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
- ③その他任意代理人の資格が確認できる適切な措置

指令第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

| | | |
|------------------------|-------|-------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 訂正請求の趣旨 | | |
| 訂正決定をする内容 | | |
| 訂正決定をする理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をした担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直 通) |
| | F A X | |

教示

- (1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指令第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 4 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|----------------------------|-------|-------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 訂正決定をしないこと とした理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

教示

- (1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができな

くなります。) 。

- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

| | | |
|----------------------------|---------|-------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 延長前の期限 | 年 月 日まで | |
| 延長期間 | 日間 | |
| 延長後の期限 | 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

| | | |
|---|-------|-------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 条例第 3 6 条第 1 項の規定 （訂正決定等の期限の特例） を適用する理由 | | |
| 訂正決定等をする期限 | 年 月 日 | |
| 本件連絡先 （この決定をし た担当部署） | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | （直通） |
| | F A X | |

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 3 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 3 7 条の規定により通知します。

記

| | |
|--------------------------------------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求者の氏名、 住所等保有個人情報を 特定するための情報 | |
| 訂正請求の趣旨 | |
| 訂正決定をする内容 | |
| 訂正決定をする理由 | |

| | | |
|------------------------|-------|-------------|
| 備考 | | |
| 本件連絡先 (この決定をした担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

第20号様式（第23条関係）

流山市議会保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）流山市議会議長
 （請求者）
 氏 名
 住所（居所）（〒 - ）
 （押印不要）
 （署名不要）

電話番号

請求種別 本人請求 代理請求

流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

| | |
|---------------------------------|--|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 (この日から90日以内が利用停止請求期限) |
| 開示決定通知書 | 日 付： 年 月 日 文書番号： 第 号 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 | |
| 利用停止請求の趣旨 | <input type="checkbox"/> 第1号該当（ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去） <input type="checkbox"/> 第2号該当（提供の停止） |
| 利用停止請求の理由 (利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠) | |

(裏面に続く)

3 提示（郵送請求の場合は写しを提出）する本人確認書類

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（※1） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（※2） <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
|---|

備考 郵送請求の場合は、本人確認書類の写し（※1の場合は保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、※2の場合は表面のみ複写してください。）のほか、住民票の写し等（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、住民票の写しについては、複写物は認められず、かつ、記載があれば個人番号は黒塗りしてください。）も提出してください。

以下、代理請求の場合のみ記載してください。

4 被代理人（本人）の氏名等

| | |
|------------|---------------------|
| 氏名 | |
| 住所 (居所) | (〒 -) |
| 生年月日 | 年 月 日生（未成年者の場合のみ記載） |

5 提示（郵送請求の場合は提出）する代理権の確認書類

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 | <input type="checkbox"/> 委任状（指定の様式をお使いください。） <input type="checkbox"/> その他 () |

備考 右欄の書類は、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。また、市町村等が発行する戸籍謄本等や委任状は、複写物は認められません。

第 2 1 号様式（第 2 3 条関係）

委任状（利用停止請求用）

（代理人）

| | |
|--------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

| | |
|------|-------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 印 |
| 電話番号 | （連絡先） |

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード等委任者に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
- ③その他任意代理人の資格が確認できる適切な措置

指令第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例(令和 4 年流山市条例第 3 1 号)第 4 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

| | | |
|----------------------------|--|-------------|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 利用停止請求の趣旨 | <input type="checkbox"/> 第 1 号該当（ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去） <input type="checkbox"/> 第 2 号該当（提供の停止） | |
| 利用停止決定 をする内容 | | |
| 利用停止決定 をする理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

教示

- (1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 3 号様式（第 2 4 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例(令和 4 年流山市条例第 3 1 号)第 4 1 条第 2 項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|----------------------------|-------|-------------|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 利用停止決定をしない こととした理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

教示

- (1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、流山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができな

くなります。) 。

- (2) この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、流山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、流山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

印

流山市議会保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例(令和 4 年流山市条例第 3 1 号)第 4 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

| | | |
|-------------------------|---------|-------------|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 延長前の期限 | 年 月 日まで | |
| 延長期間 | 日間 | |
| 延長後の期限 | 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | |
| 本件連絡先 (この決定をした担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、流山市議会個人情報保護条例(令和 4 年流山市条例第 3 1 号)第 4 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

| | | |
|---|-------|-------------|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 条例第 4 3 条第 1 項の規定 (利用停止決定等の期限の 特例)を適用する理由 | | |
| 利用停止決定等をする期限 | 年 月 日 | |
| 本件連絡先 (この決定をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

第26号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会 御中

印

流山市議会開示決定等の審査請求についての諮問書

流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号）第24条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定に基づき諮問します。

| | | |
|-----------------------|------------------------------|--|
| 審査請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 審査請求に係る 開示決定等 | 決定種別 | <input type="checkbox"/> 全部開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 <input type="checkbox"/> 不開示決定 |
| | 開示決定等通知書 文書番号 | 年 月 日付け 指令第 号 |
| | 処分庁（機関名） 処分担当課 | 流山市議会議長 流山市議会事務局 |
| | 処分の概要 （該当不開示条項 も示すこと。） | |
| 審査請求 | 審査請求年月日 | 年 月 日 |
| | 審査請求人 | |
| | 審査請求の趣旨 | |
| 諮問の理由 | | |
| 参加人等 | | |

| | | |
|-------------|-------|--|
| 添付書類等 | | ①流山市議会保有個人情報開示請求書（写し） ②流山市議会保有個人情報開示決定通知書（写し）又は流山市議会保有個人情報不開示決定通知書（写し） ③審査請求書（写し） ④弁明書（写し） ⑤開示の実施を行った保有個人情報に記載された公文書（写し） ⑥その他参考資料 |
| 諮問庁 連絡先等 | 担当課 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担当者 | （内線） |
| | 電話番号 | （直通） |
| | F A X | |

備考

- 1 「該当不開示条項」とは、流山市議会個人情報保護条例第20条各号若しくは第23条又は文書不存在など、不開示の根拠となった規定のことをいう。
- 2 「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 3 「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、流山市議会個人情報保護条例第25条第2項又は第26条第1項の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 2 7 号様式（第 2 7 条関係）

第 号
年 月 日

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会 御中

印

流山市議会訂正決定等の審査請求についての諮問書

流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 4 条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第 4 5 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

| | | |
|----------------------------------|-------------------|--|
| 審査請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 審査 請求 に係る 訂正 決定 等 | 決定種別 | <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定 |
| | 訂正決定等通知書 文書番号 | 年 月 日付け 指令第 号 |
| | 処分庁（機関名） 処分担当課 | 流山市議会議長 流山市議会事務局 |
| | 処分の概要 | |
| 審査 請求 | 審査請求年月日 | |
| | 審査請求人 | |
| | 審査請求の趣旨 | |
| 諮問の理由 | | |
| 参加人等 | | |

| | | |
|-------------|-------|--|
| 添付書類等 | | ①流山市議会保有個人情報訂正請求書（写し） ②流山市議会保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は流山市議会保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（写し） ③審査請求書（写し） ④弁明書（弁明書） ⑤その他参考資料 |
| 諮問庁 連絡先等 | 担当課 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担当者 | （内線） |
| | 電話番号 | （直通） |
| | F A X | |

備考

- 1 「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 2 「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、流山市議会個人情報保護条例第35条第2項又は第36条第1項の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 2 8 号様式（第 2 7 条関係）

第 号
年 月 日

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会 御中

印

流山市議会利用停止決定等の審査請求についての諮問書

流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 4 1 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第 4 5 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

| | | |
|--|--------------------|--|
| 審査請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 審査 請求 に 係 る 利 用 停 止 決 定 等 | 決定種別 | <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定 |
| | 利用停止決定等通知書 文書番号 | 年 月 日付け 指令第 号 |
| | 処分庁（機関名） 処分担当課 | 流山市議会議長 流山市議会事務局 |
| | 処分の概要 | |
| 審査 請求 | 審査請求年月日 | |
| | 審査請求人 | |
| | 審査請求の趣旨 | |
| 諮問の理由 | | |
| 参加人等 | | |

| | | |
|-------------|-------|---|
| 添付書類等 | | ①流山市議会保有個人情報利用停止請求書（写し） ②流山市議会保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は流山市議会保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（写し） ③審査請求書（写し） ④弁明書（写し） ⑤その他参考資料 |
| 諮問庁 連絡先等 | 担当課 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担当者 | (内線) |
| | 電話番号 | (直通) |
| | F A X | |

備考

- 1 「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 2 「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、流山市議会個人情報保護条例第42条第2項又は第43条第1項の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 2 9 号様式（第 2 7 条関係）

第 号
年 月 日

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会 御中

印

流山市議会開示請求等の不作為の審査請求についての諮問書

流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 1 8 条の規定に基づく開示請求〔流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 1 条の規定に基づく訂正請求、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 3 8 条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第 4 5 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

| | | |
|--|---------|---|
| 開示請求〔訂正請求、 利用停止請求〕に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 審査請求に係る 開示請求〔訂正請求、 利用停止請求〕 | | 年 月 日付けで請求のあった 流山市議会議長に対する 年 月 日付け開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕 |
| 補正に要した日数、 開示決定等〔訂正決定 等、利用停止決定等〕 の期限 | | 年 月 日（当初期限） 補正に要した日数（ 日） 延長の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 年 月 日（延長後の期限） |
| 審 査 請 求 | 審査請求年月日 | 年 月 日 |
| | 審査請求人 | |
| | 審査請求の趣旨 | |
| 諮問の理由 | | |
| 参加人等 | | |
| 添付書類等 | | ①流山市議会保有個人情報開示請求書〔流山 市議会保有個人情報訂正請求書、流山市議 会保有個人情報利用停止請求書〕（写し） ②審査請求書（写し） ③弁明書（写し） ④その他参考資料 |

| | | |
|-------------|-------|-------------|
| 諮問庁 連絡先等 | 担当課 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担当者 | (内線) |
| | 電話番号 | (直通) |
| | F A X | |

備考

- 1 「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（行政不服審査法第3条に規定する相当の期間をいう。）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
- 2 「弁明書」においては、例えば、開示請求から行政不服審査法第3条に規定する相当の期間が経過していないと考える理由について、流山市議会個人情報保護条例第26条第1項の規定が適用された場合には、同項を適用した理由、同項の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記載すること。
- 3 「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、流山市議会個人情報保護条例第25条第2項又は第26条第1項の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 年 月 日 号

様

印

流山市議会諮問通知書

年 月 日付け流山市議会議長に対する審査請求について、下記のとおり流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 3 1 号）第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

| | | |
|-------------------------------------|--------------|-------------|
| 審査請求に係る 保有個人情報の名称等 | | |
| 審査請求に係る 開示決定等〔訂正決定 等、利用停止決定等〕 | | |
| 審査請求年月日 | 年 月 日 | |
| 審査請求の趣旨 | | |
| 諮問日・諮問番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 本件連絡先 (この諮問をし た担当部署) | 部 署 | 流山市議会事務局〇〇係 |
| | 担 当 | |
| | 電 話 | (直通) |
| | F A X | |

備考 「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」
の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日

付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類〔開示決定、不開示決定等〕を記載する。